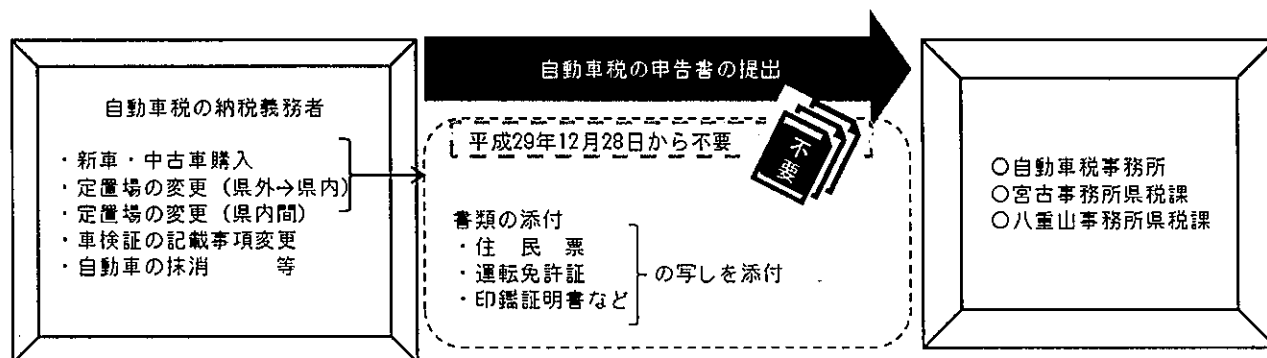


沖縄県総務部税務課からのお知らせ

自動車取得税・自動車税申告書に添付する住民票の写し等について、**平成29年12月28日から不要**となることをお知らせします。

ご承知いただきますようお願い申し上げます。



（自動車取得税・自動車税の管轄事務所等）

- 自動車税事務所（沖縄一円・本島周辺の各離島）〒901-2134 浦添市港川500番地の10 (098) 879-1627
- 宮古事務所県税課（宮古島市・多良間村）〒906-0012 宮古島市平良字西里 1125 番地 (0980) 72-2553
- 八重山事務所県税課（石垣市・竹富町・与那国町）〒907-0002 石垣市字真栄里438番地の1 (0980) 82-3045



沖縄県総務部税務課